

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社大田花き
【英訳名】	Ota Floriculture Auction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 磯村 信夫
【本店の所在の場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03(3799)5571
【事務連絡者氏名】	執行役社長室長 尾田 仁志
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03(3799)5571
【事務連絡者氏名】	執行役社長室長 尾田 仁志
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第21期 第1四半期 累計(会計)期間	第20期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	6,269,972	28,961,466
経常利益(千円)	42,559	309,287
四半期(当期)純利益(千円)	40,729	209,480
持分法を適用した場合の投資利益 (は損失)(千円)	866	14,055
資本金(千円)	551,500	551,500
発行済株式総数(株)	5,500,000	5,500,000
純資産額(千円)	4,411,950	4,437,211
総資産額(千円)	6,032,516	6,462,562
1株当たり純資産額(円)	802.29	806.88
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	7.41	38.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)		
1株当たり配当額(円)		12.0
自己資本比率(%)	73.1	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	239,105	394,609
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	29,620	203,488
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	11,926	65,799
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,535,606	2,338,048
従業員数(人)	179	164

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	179	(46)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を取扱品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
受託品(千円)	5,573,651
キク類(千円)	745,817
洋ラン、バラ、カーネーション(千円)	1,350,718
球根類(千円)	841,708
草花類(千円)	1,387,433
枝物・葉物(千円)	594,625
鉢物(千円)	653,347
買付品(千円)	83,596
キク類(千円)	1,667
洋ラン、バラ、カーネーション(千円)	8,607
球根類(千円)	3,425
草花類(千円)	1,903
枝物・葉物(千円)	22,122
鉢物(千円)	45,871
合計(千円)	5,657,248

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を取扱品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
受託品(千円)	6,158,733
キク類(千円)	824,109
洋ラン、バラ、カーネーション(千円)	1,492,506
球根類(千円)	930,064
草花類(千円)	1,533,075
枝物・葉物(千円)	657,044
鉢物(千円)	721,931
買付品(千円)	87,796
キク類(千円)	1,759
洋ラン、バラ、カーネーション(千円)	9,500
球根類(千円)	3,612
草花類(千円)	2,035
枝物・葉物(千円)	23,112
鉢物(千円)	47,776
合計(千円)	6,246,530

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の金額には、卸売業務に係る付帯業務収益(当第1四半期会計期間23,442千円)は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間における我が国経済は、一部輸出関連企業で好業績であったところがあるものの、総じて原油高、食品高など生活関連物資の値上がりで、個人消費、設備投資ともに減速傾向となりました。所得が上がらない中で生活関連物価の値上がりであった為、内需関連の企業は節約型消費に対し販売に苦戦しました。

このような経済状況の中で花き業界では、原油高による加温不足により、施設栽培農家による季節先取り商品が例年より1ヶ月から1ヵ月半出荷が遅れるという事態が発生しました。例えばトルコギキョウなど、6月の上旬は暖地から高冷地への産地の切り替え時期ですが、6月下旬を過ぎても暖地のものが大量に出回っている状況でした。また需要においては、後期高齢者医療制度への不信感から、高齢者を中心に消費を控える傾向が見られましたが、制度が理解され始めた6月頃より徐々に回復しました。しかし、30歳台、40歳台の消費世代では、花において買い渋る傾向が顕著にみられ、今まで順調に成長してきた都内の花のチェーン店なども売れ行きが鈍くなっていきました。このようなことから通称洋花と言われる洋風の花の中級品以下の相場の下支えがなくなり、切花・鉢物とも前年より単価が安くなりました。

需要減や単価安の要因は経済状況以外に、花のシーズンである4月、5月の週末が天候不良により売れ行き不振であったことも付け加えさせていただきます。

当社といたしまして当第1四半期会計期間においては、環境に配慮したMPS認証の花を奨励販売すること、花の原産地表示を小売店に呼びかけること、中高年向けの花のウェイトを高めること、高品質のブランド産地の値崩れを防ぐこと、堅調に推移している葬儀用の花として洋花を提案することに注力いたしました。

品目別の概況は次の通りです。

切花

キク類 売上金額 8億25百万円(前年同期比 4.4%減)
取扱数量 19,796千本(同 5.6%減)

- ・小菊は、引き合いに対しやや数量少なめな状態が続き、安定した市況で推移しました。
- ・スプレーギクは、周年産地を中心に比較的安定した入荷量だったものの、小売の販売状況が厳しく母の日前の時期以外は総じて低迷市況が続きました。
- ・輪ギクは、黄菊、赤菊ともに大きな需要がなく小売中心の動きとなりました。白菊は、業務需要に大きな動きがなかったため高値が出にくく厳しい相場展開になりました。価格が折り合わず大口顧客への納品が減少したことが売上金額に大きく影響しました。

洋ラン、バラ、カーネーション 売上金額 15億2百万円(前年同期比 5.0%減)
取扱数量 24,492千本(同 0.2%減)

- ・洋ラン類では、シンピは海外需要が多く入荷量が減少した昨年同期に対し本年は潤沢に入荷したものの、葬儀中心に動きが無く相場が低迷しました。その他ラン類は主力品種を中心に安定した取引となりました。
- ・バラは、重油高騰により冬場の作付けが減少したため5月に集中出荷となり、軟調市況となりました。母の日需要から動きが鈍く、6月の婚礼需要や小売も不振で単価安が続き、厳しい販売状況となりました。
- ・カーネーションは、冬場に加温を遅らせたことで4月に集中出荷となり若干軟調な市況となりました。母の日以降は曇天などの天候不良により全体的に出荷が遅れる傾向があり、大きな需要もなく低相場で推移しました。その他特記事項として、母の日期間中の輸入量が例年に比べ大幅に減少しました。

球根類 売上金額 9億33百万円(前年同期比 7.2%減)
取扱数量 12,062千本(同 2.1%減)

・ユリ類について、作付けの遅れや、暖房費をかけなかった為に、4月までの出荷が間に合わず前年を大幅に下回る入荷量となりました。また、5月は昨年を暴落市況を受けて5月出荷の作付け量が大幅に減少したことで、母の日需要に商品が少ないなどの需給のアンバランスにより大幅に売上金額が減少しました。

・カラーは、湿地性カラーに関しては産地間のリレーも順調に進み、各需要期にあわせ数量が確保できましたが、メインとなるプライダル需要の件数減少により、5～6月は厳しい販売状況となりました。また、為替の問題から外国産品が入荷しにくい状況となりました。

・アルストロメリアは、高冷主産地の天候不順のため品薄での取引となりました。また、需要の動きが鈍いため生産コスト高から出荷期の分散が見られ、結果として入荷量の減少となりました。

草花類 売上金額 15億35百万円(前年同期比 6.1%減)
取扱数量 32,962千本(同 4.7%減)

・トルコギキョウは、冬場の生産段階で加温を控えたものの出荷が4月下旬以降に遅れたために需要期を外した出荷となり、相場が崩れ売上金額を落としました。

・ガーベラは、6月に改植期があり、出荷量が減少しました。

・デルフィニュームは、5月に主産地における天候不順と早ばつの影響で入荷量が減少したことにより、品薄感から高相場で推移しました。

・リモニュームでは、用途が仏花需要に限られてきたシヌアータ系は、需要の低迷を受け販売不振となりました。ハイブリッド系は小花の使用頻度が下ってきたことで引き合いが弱く、売上が減少しました。

・ネイティブフラワーは、為替の影響により入荷量が減少しました。オーストラリア産のリュウカデンドロンが潤沢に入荷しましたが、大きな需要が無く単価を下げました。

・季節商材では、ヒマワリが父の日販売など販促計画が奏効し、需要が拡大しました。シャクヤクも、供給過剰だったものの早期の販売計画により安定相場で実績を拡大することができました。

枝物・葉物 売上金額 6億80百万円(前年同期比 3.6%減)
取扱数量 13,900千本(同 4.5%減)

・枝物は、春先の天候が良かったことで全体的に早めの出荷となり、枝花の咲き進みが早いなど販売期間が限定されたことにより、数量を集め切れませんでした。また、引き合いも例年より若干弱く単価を下げました。アジサイは潤沢に入荷し、色や品種により差はありますが順調な取引となりました。

・葉物は、海外主産地の天候不良により出荷量が減少しました。また、外国産品割合の高い葉物は、重油高騰による航空運賃の値上げや輸入会社の事業縮小も出荷量に大きく影響しました。国産品では口ベが塩害により入荷減少しました。需要低迷で相場を崩す他品目に対し、葉物の相場は安定して推移しました。

鉢物

鉢物 売上金額 7億69百万円(前年同期比 4.5%減)
取扱数量 3,466千鉢(同 0.1%増)

・洋ラン鉢は、主力品目であるファレノが、金融業界を中心とする業務需要が減少したため引き合いが非常に弱く、価格が大幅に下落しました。

・観葉類は、4月は冬場に遅れたものが入荷しまとまった数量・金額となりましたが、以降は全体的な生産量減少や品質低下に加え、母の日需要を含め引き合いが弱く厳しい販売状況となりました。

・花鉢類は、母の日需要が期待されたアジサイが、昨夏の高温の影響により大幅な入荷減少となりました。また、全体的に気温の上昇とともに品質の低下が目立ちました。

・苗物類は、1～3月に遅れた出荷分が集中して入荷したことで4月は大幅な売上金額増加となりました。その後は相場の上下が激しかったものの、前年同期に対比較的安定した入荷、販売状況となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して430,046千円減少し6,032,516千円となりました。その主な内訳は資産につきましては現金及び預金の増加197,557千円、売掛金の減少652,474千円であります。

負債につきましては前事業年度末と比較して404,785千円減少し、1,620,565千円となりました。その主な内訳は受託販売未払金の減少511,670千円であります。

純資産につきましては前事業年度末と比較して25,260千円減少し4,411,950千円となりました。これは利益剰余金が25,260千円減少したことによるものであります。

(3) キュッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少等により増加した資金は239,105千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社への貸付等により使用した資金は29,620千円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により使用した資金は11,926千円となりました。

この結果当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は前事業年度末より197,557千円増加し、2,535,606千円となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127号各号に掲げる事項）は次の通りであります。

当社は平成20年5月16日に開催しました取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本プランは、平成20年5月16日付で導入の効力が生じており、その有効期間は平成20年6月21日に開催の第20回定時株主総会終結の時までとされておりましたが、当該定時株主総会において本プランについて、株主の皆様にご承認をいただきましたので更新いたしております。

導入の目的

本プランは、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得を抑止することを目的としております。

本プランの概要

()本プランの発動・不発動に係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する30%以上の買付もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

()新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など、本プラン所定の要件を充足する場合には、独立委員会の勧告を得た上で、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して、保有株式1株につき2個の割合を上限として、無償で割り当てます。

()本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの合理性を高めるための仕組み

()買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足し、また株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」の第2条の2に定める尊重義務を全て充足しています。

()株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の皆様のご意思を反映させるため、第20回定時株主総会において議案としてお諮りした結果、本プランにつき株主の皆様のご承認が得られたため、本プランは更に3年間更新されております。

また、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様のご意思を確認することとしています。

加えて、本プランには、当初の有効期間を第20回定時株主総会終結の時まで、更新された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その各有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、当初の有効期間中においては本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランが更新された後においては上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

()独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。本プラン導入時の独立委員会の委員は、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立性の高い社外取締役や社外有識者から構成される社外取締役4名から構成されております。

<独立委員会委員>

- ・社外取締役：川田 一光（東京青果株式会社 代表取締役社長）
- ・社外取締役：大西 一三（株式会社なにわ花いちば 取締役会長）
- ・社外取締役：飯塚 信夫（弁護士）
- ・社外取締役：内田 善昭（公認会計士・税理士）

また、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

()合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

()第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現した場合に、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

()デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営成績に重要な影響を与える主な要因として、天候と原油高による影響があります。

花きの商品価値は供給・需要双方で天候の影響を受けるため、天候により需給バランスが崩れ取引量や取引価額に影響する場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。これに対し当社は、生産者との連携を強化するとともに、需給双方への情報発信を行い、適材適所で商品提供を行って参ります。

また、原油高による生活関連物資の値上がりは、嗜好品である花きの消費意欲を減退させる可能性は否定できません。さらに、原油高による物流費の値上がりは、花きの流通量を低下させる要因となり得ます。これに対し当社は、購買層への消費拡大を目指し付加価値の高い商品提案を行うとともに、集荷力を高め荷揃えを徹底し、コストを抑えた効率的な物流を行って参ります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の状況は、営業活動によって239,105千円の資金を得ました。一方、投資活動で29,620千円、財務活動で11,926千円使用し、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ197,557千円増加し2,535,606千円となりました。

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入資金、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、また、当社の事業の特質上、回収、支払サイクルが他業種に比べて短く、流動性は極めて高くなっております。

また、当第1四半期会計期間におきましては、借入、社債発行等の資金調達を行わず、実施した設備投資等はすべて自己資金で充当しております。

(8) 経営者の問題提議と今後の方針について

花き業界の見通しとしましては、生産業者・流通業者・小売業者の各業者が、原油高に伴う諸経費の値上がりを吸収できる新しい商品やサービスの開発運用をいかに行うかに競争での生き残りが掛かると予想されます。また、食品業界から伝播した安心・安全保証の動きから「顔の見える」農作物への需要が高まるとともに、運賃コスト回避による道州制への動きが相まって、地産地消がさらに活発になると考えます。

このような中当社におきましては、消費者を想定した商品の企画により、小売から生産までの特定サプライチェーンを数多く作っていきたいと考えております。同時にブランド産地との取組みによって、地方の良い花をより多く流通させる努力をして参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,500,000	5,500,000	ジャスダック証券取引所	-
計	5,500,000	5,500,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年6月30日	-	5,500,000	-	551,500	-	389,450

(5)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）現在で記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,499,000	5,499	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	5,500,000	-	-
総株主の議決権	-	5,499	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。
「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	1,487	1,450	1,379
最低（円）	1,250	1,380	1,374

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	4.1%
売上高基準	2.1%
利益基準	2.4%
利益剰余金基準	0.2%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,535,606	2,338,048
売掛金	980,286	1,632,761
その他	89,572	83,713
貸倒引当金	416	729
流動資産合計	3,605,048	4,053,793
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	200,033	196,839
工具、器具及び備品(純額)	308,475	326,312
その他(純額)	123,385	92,693
有形固定資産合計	631,894	615,844
無形固定資産	214,271	228,023
投資その他の資産		
関係会社株式	672,945	672,945
長期前払費用	254,798	262,969
その他	757,501	758,098
貸倒引当金	103,942	129,111
投資その他の資産合計	1,581,301	1,564,900
固定資産合計	2,427,467	2,408,768
資産合計	6,032,516	6,462,562
負債の部		
流動負債		
受託販売未払金	852,405	1,364,076
買掛金	23,373	21,345
未払法人税等	27,729	18,834
賞与引当金	55,300	37,300
その他	240,969	190,758
流動負債合計	1,199,778	1,632,314
固定負債		
退職給付引当金	99,730	93,785
その他	321,056	299,251
固定負債合計	420,787	393,037
負債合計	1,620,565	2,025,351

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	551,500	551,500
資本剰余金	389,450	389,450
利益剰余金	3,471,680	3,496,941
自己株式	680	680
株主資本合計	4,411,950	4,437,211
純資産合計	4,411,950	4,437,211
負債純資産合計	6,032,516	6,462,562

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	6,269,972
売上原価	5,657,248
売上総利益	612,723
販売費及び一般管理費	589,505
営業利益	23,218
営業外収益	
受取利息	1,488
受取配当金	15,275
その他	2,834
営業外収益合計	19,597
営業外費用	
雑損失	256
営業外費用合計	256
経常利益	42,559
特別利益	
貸倒引当金戻入額	25,481
特別利益合計	25,481
特別損失	
固定資産除却損	45
特別損失合計	45
税引前四半期純利益	67,995
法人税等	27,266
四半期純利益	40,729

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	67,995
減価償却費	54,065
賞与引当金の増減額(は減少)	18,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,945
貸倒引当金の増減額(は減少)	25,481
受取利息及び受取配当金	16,763
売上債権の増減額(は増加)	648,816
仕入債務の増減額(は減少)	508,147
未収入金の増減額(は増加)	10,554
その他	18,698
小計	236,286
利息及び配当金の受取額	16,741
法人税等の支払額	13,923
営業活動によるキャッシュ・フロー	239,105
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	4,531
無形固定資産の取得による支出	17,044
貸付金の回収による収入	11,955
関係会社貸付けによる支出	20,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,620
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	8,665
リース債務の返済による支出	3,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,926
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	197,557
現金及び現金同等物の期首残高	2,338,048
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,535,606

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 付帯業務収益の計上区分の変更 従来、卸売業務に付帯する業務収益(情報手数料・検品サービス料)は東京都中央卸売市場条例を厳格に解釈し、営業外収益に計上していましたが、金額的な重要性が増していることから営業活動の実態をより適切に表示するため営業損益での計上を農林水産省及び東京都に打診したところ、承諾を受けたため、当第1四半期会計期間より、売上高として計上する方法に変更しております。 この結果、従来の方法に比べて売上高、売上総利益及び営業利益が各々23,442千円増加しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引については、期首に前事業年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものととしてリース資産を計上する方法によっております。 この結果、従来の方法に比べてリース資産が有形固定資産に31,014千円計上されております。 なお、当該変更により、損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の 算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の 算定方法	定率法を採用している資産については、当事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、1,870,399千円 であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、1,843,746千円 であります。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)						
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次の通りであります。						
<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>246,398 千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>18,000 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>11,384 千円</td> </tr> </table>	給与手当	246,398 千円	賞与引当金繰入額	18,000 千円	退職給付費用	11,384 千円
給与手当	246,398 千円					
賞与引当金繰入額	18,000 千円					
退職給付費用	11,384 千円					

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係	
(平成20年6月30日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	2,535,606
現金及び現金同等物	2,535,606

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,500,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 800株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月30日 取締役会	普通株式	65,990	12	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち配当の効力発生日が

当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	581,500
持分法を適用した場合の投資の金額 (千円)	565,276
持分法を適用した場合の投資損失の金額 (千円)	866

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	802.29円	1株当たり純資産額	806.88円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.41円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益(千円)	40,729
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	40,729
期中平均株式数(千株)	5,499

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

当社は、平成20年5月30日開催の取締役会において、基準日が前事業年度末に属する配当を次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月30日 取締役会	普通株式	65,990	12	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月14日

株式会社大田花き
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大田花きの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大田花きの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、当第1四半期会計期間より会社は営業外収益として計上していた卸売業務に付帯する業務収益を売上高として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。